

令和 7 年 5 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

5 月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 16 号	八戸市少年相談センター運営協議会委員の委嘱について	1
議案第 17 号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会委員の委嘱について	3
議案第 18 号	八戸市博物館協議会委員の委嘱について	5
議案第 19 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	7

議案第16号

八戸市少年相談センター運営協議会委員の委嘱について
八戸市少年相談センター運営協議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和7年5月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

区 分	氏 名	所属・職名等
関係行政機関 の職員	えびな こういち 蝦名 孝一	青森家庭裁判所八戸支部 主任家庭裁判所調査官
	おおやま ひろし 大山 広志	八戸警察署 生活安全課長
	ほそごえ あ き こ 細越 亜起子	青森県三八児童相談所 所長
関係団体から 推薦された者	くどう よしや 工藤 良弥	八戸地区少年警察ボランティア連絡会 会長
	あかいし かずえ 赤石 和枝	八戸地区保護司会 理事
	くろだ ひさこ 黒田 長子	八戸市青少年生活指導協議会連合会 事務局長
	さ が ひろあき 嵯峨 弘章	三八地区高等学校生徒指導部会 部会長 (青森県立八戸高等学校 校長)
	くまがい はじめ 熊谷 一	八戸市小学校長会 (種差小学校長)
	うめむら みつえ 梅村 光江	八戸市中学校長会 (北稜中学校長)
	まつもり しげこ 松森 成子	八戸市少年相談センター 八戸市少年指導員
公 募	かめだ ま き こ 亀田 麻希子	

任期は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとする。

議案第17号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会委員の委嘱について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和7年5月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

委員の辞任に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
いまい たかお 今井 崇雄	株式会社デーリー東北新聞社 総合編集局長
とよまき ひろふみ 豊巻 裕史	八戸市立大久喜小学校 校長

任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

議案第18号

八戸市博物館協議会委員の委嘱について
八戸市博物館協議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和7年5月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市博物館協議会委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
もとさわ ひろし 元沢 弘志	根城史跡ボランティアガイドグループ 代表
ふるさと じゅん 古里 淳	元 八戸市博物館長
かわもりた れいこ 川守田 礼子	八戸工業大学 感性デザイン学部感性デザイン学科 教授
たきじり よしひで 滝尻 善英	青森県文化財保護協会 会長
ひらま えみ 平間 恵美	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット 代表理事
とりやべ たかお 鳥谷部 隆雄	株式会社デーリー東北新聞社 論説委員長
さとむら ゆきこ 里村 由紀子	八戸聖ウルスラ学院幼稚園 園長
とよまき ひろふみ 豊巻 裕史	八戸市立大久喜小学校 校長
おおの つとむ 大野 勉	八戸市立中沢中学校 校長
かさい ひろこ 葛西 浩子	公募

任期は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとする。

議案第19号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和7年5月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する休業補償を行わない場合に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、改正後の第3条の2の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第3条の2 条例第5条ただし書の教育委員会が定める場合は、<u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは<u>死刑</u>の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている場合、労働留置の言渡しを受けて労働場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の執行のため監置場に留置されている場合とする。	(休業補償を行わない場合) 第3条の2 条例第5条ただし書の教育委員会が定める場合は、<u>懲役</u>、<u>禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは<u>死刑</u>の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている場合、労働留置の言渡しを受けて労働場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の執行のため監置場に留置されている場合とする。